

山口市公告第107号

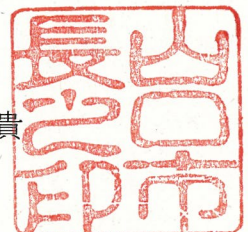
山口農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更の理由を、次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のある者は、本市の住民に限り、令和8年7月21日までに、市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年7月21日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年6月18日

山口市長 伊藤 和 貴



1 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧期間

令和8年6月18日から令和8年7月21日まで

2 農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

山口市農林水産部農業振興課 山口市亀山町2番1号

3 意見書提出及び異議申出に当たっての留意事項

期間を過ぎての意見書の提出及び異議の申出はできません。

意見書の提出及び異議の申出は書面によることとし、電話では受け付けられません。

4 提出された意見書の取扱い

提出された意見書の内容は原則公表しますが、特定の個人が識別され得る個人情報、財産権等を害するおそれがある情報等を含む場合は、当該箇所を伏せて公表します。

意見書に対する個別の回答は行いませんが、変更後の農業振興地域整備計画を公告する際に意見書の要旨及び処理結果を併せて公告します。

